

「岩木川等大規模水害に備えた減災対策協議会」設立趣意書

平成２７年９月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されます。

こうした背景から、平成２７年１２月１０日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえて、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、平成３２年度を目標に水防災意識社会を再構築する以下の取組を行うこととなりました。

- ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難するための、より実効性のある「住民目線のソフト対策」への転換
- ・優先的に整備が必要な区間における「洪水を安全に流すためのハード対策」の着実な推進
- ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫等「危機管理型ハード対策」の導入

については、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的に、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、河川管理者、都道府県、市町村等が減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進めるために、「岩木川等大規模水害に備えた減災対策協議会」を設立するものです。

なお、本協議会における対象市町村は、現時点においては直轄河川沿川の弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、藤崎町、板柳町、鶴田町、中泊町、田舎館村としています。